

別記1

農山漁村発イノベーション推進支援事業について

(事業実施計画等)

第1 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)事業補助金交付事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)第3に定める事業実施計画の提出にあたっては、実施要領別記2-1で定める別紙様式第1号による事業実施計画及び実施要領別記2-1の第4の2の(2)で定める「環境負荷低減のチェックシート」に、次に掲げる関係書類を添えて行うものとする。

- (1) 実施要領別記2-1で定める別紙様式第1号の5に示す添付資料
 - (2) 実施要領本文第2の5に基づく特認団体の認定を受けようとする事業実施主体にあつては、実施要領別記2-1で定める別紙様式第2号による特認団体申請書
 - (3) 実施要領別記2-1の第10で定める自社製品の調達又は関係会社からの調達に該当する事業実施主体にあつては、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」が当該調達品に対する経費であることを証明する資料
- 2 複数年度にわたつて事業を実施する場合にあつては、事業の開始年度の翌年度において、実施要領別記2-1で定める別紙様式第6号により行うものとする。

(事業実施計画の変更)

第2 事務取扱要領第4に定める事業実施計画の変更は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更(事業実施主体の追加、削除又は名称の変更)
- (3) 成果目標の変更(成果目標の変更又は目標値の変更)
- (4) 事業内容の変更
- (5) 不用額の発生に伴う補助金額の減額(食の安全・みどりの農業推進監が必要と認めた場合に限る。)

(事業の変更)

第3 事務取扱要領第10に定める事業の変更の申請は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業実施主体等の変更
- (2) 別記第3-1号様式により補助指令を行った補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
 - ア 補助対象経費の増減(補助対象経費の減は、不用額の発生が確実である場合に限る。)

イ 補助金額の増

(事業実施状況の報告)

- 第4 事業実施主体は、事務取扱要領第27に定める事業実施状況の報告に当たっては、自ら点検を行った上で、実施要領別記2-1で定める別紙様式第7号により事業実施報告書を作成し、別記第22号様式に必要書類を添えて、当該年度の翌年度の6月30日までに、補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に報告を行うものとする。
- 2 1により実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、成果目標に係る進捗状況等その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、1により提出のあった事業実施状況について、2による措置を講じた場合はその内容を併せて、7月30日までに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

(事業の成果の評価)

- 第5 事業実施主体は、事務取扱要領第28に定める事業成果の評価の報告にあたっては、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行った上で、実施要領別記2-1で定める別紙様式第7号により報告書を作成し、別記第22号様式に必要書類を添えて、目標年度の翌年度の6月30日までに、補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に報告を行うものとする。
- なお、事業実施計画に定められた成果目標の達成率が100%未満の場合にあつては、実施要領別記2-1で定める別紙様式第8号による改善計画を併せて提出するものとする。
- 2 1により事業の成果の評価の報告を受けた総合振興局長等は、進捗状況等その内容を点検し、成果目標の達成率が50%未満の場合にあつては、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、1により提出のあった報告書について、2による措置を講じた場合はその内容を併せて、7月30日までに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

(特許権等の帰属)

- 第6 事業実施主体は、本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合において、実施要領別記2-1の第12に基づく報告を行う場合にあつては、補助事業者を経由して、その都度遅滞なく、知事又は総合振興局長等に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施期間中及び当該事業の完了後5年間において、本

事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するとき（実施要領別記2-1の第12の3に掲げる場合を除く。）は、補助事業者を経由して、事前に知事又は総合振興局長等と協議して承諾を得るものとする。

- 3 総合振興局長等は、1により補助事業者から報告があった場合は、遅滞なく知事に報告するものとし、また、2の承諾を行う場合は、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。